

居宅介護支援における事故発生防止のための指針

指定居宅介護支援事業所 九十九荘

1. 事故発生防止における基本的な考え方

指定居宅介護支援事業所 九十九荘(以下「事業所」)は、安全かつ適切な質の高い介護サービスを提供するために、安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に運営を行う。事故が発生した場合は速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な知識の習得に努める。

2. 事故発生防止のための体制整備

(1) 事故発生防止に向けて「事故発生防止委員会」(以下「委員会」)を設置し、法人で定める各種マニュアルに基づき、ひやりハットや事故が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、委員会にてその内容について検討する。

①設置目的

- ・当事業所内での事故を未然に防ぐ。
- ・起きた事故に対して利用者に適切な対応ができるようにする。

②委員会の構成員

«施設長 生活相談員 委員長 委員 »

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他の職種の職員を参加することが出来ることとする。

(2) 委員会の開催

委員会は毎月1回の定例開催とし、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。必要な場合は臨時会議を開催する。

(3) 委員会の役割

①事故の未然防止のためのマニュアル、ひやりハット報告書、事故報告書等を整備するとともに内容の見直し・更新を定期的に行う。

②各部署、各事業所から報告のあったひやりハット報告、事故報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討する。また職員に対しての改善策の周知徹底を図る。

4. 職員研修に関する基本方針

①年間研修計画に基づく、定期的な研修(年2回)の実施。

②新任採用:採用時開催

③その他、必要な研修や教育の実施。

④研修開催時に、参加者氏名や内容について記録を残す。

5. 事故発生時の対応に関する基本方針

(1)利用者への対応・事故処理

サービスを提供するうえで事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また事故の状況及び処置については必ず記録し、損害賠償の咳を負う必要があるときは速やかに応じるものとする。

(2)ご家族に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行い、事故発生状況及び施設職員の対応状況を報告する。また事故による損害が発生している場合においては施設の賠償責任の有無を説明する。

(3)その他の連絡・報告について

関係機関、事業所等に連絡をし、市に対して介護事故等の必要な報告を行う。

6. 事故等の発生防止のために必要な基本方針

事故発生防止のために委員会にてひやりハット、事故報告書を集計し、事故等の発生の状況等を分析することにより、事故等の発生要因、対応策、結果等をとりまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。なお防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価する。

7. 利用者等に対する指針の閲覧について

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。